

大河原町大規模事業評価

答 申 書

評価対象事業 桜保育所整備事業

大河原町大規模事業評価委員会

令和元年5月28日

大河原町長 齋 清 志 殿

大河原町大規模事業評価委員会

委員長 井上 誠



桜保育所整備事業に対する大規模事業評価について（答申）

平成31年3月28日付け大企第612号で諮問のあった桜保育所整備事業に対する大規模事業評価について、別紙のとおり答申します。

●審議概要

大河原町大規模事業評価委員会（以下「委員会」という。）は、平成31年3月28日付けで大河原町長から諮問のあった「桜保育所整備事業」について、大河原町大規模事業評価調書及び関係資料に基づき、次の評価の視点で審議を行った。

- (1)事業が社会経済情勢から見て必要であること。
- (2)町が事業主体であることが適切であること。
- (3)事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であること。
- (4)事業の手法が適切であること。
- (5)事業の実施場所が適切であること。
- (6)事業が社会経済情勢から見て効果的であること。
- (7)事業実施に伴う環境への影響が少ないこと。
- (8)事業の経費が適切であること。

主な審議内容は次のとおりである。

第1回（3月28日）

- ・ 諮問
- ・ 桜保育所整備事業について所管課から説明及びヒアリング
- ・ 審議
- ・ 評価に必要な回答を得るため質問を提示。次回委員会により回答内容を審議。

第2回（4月24日）

- ・ 評価に必要な質問への回答内容を所管課から説明。
- ・ 審議
- ・ 答申書（案）について確認。

[大河原町大規模事業評価委員会評価]

評価対象事業 桜保育所整備事業

【総合評価】

平成31年3月28日付け大企第612号で諮問のあった桜保育所整備事業に対する大規模事業評価を行った結果、事業内容について適正であると認める。

なお、各評価観点について下記の意見があったので今後の取り組みにおいて配慮されるよう要望する。

(1) 事業が社会経済情勢から見て必要であること。

○町内には0～2歳児を中心に在宅等児童が多い。国の保育料の無償化策や母子世帯増加などに伴う保育ニーズの動向に十分対応してほしい。

○桜保育所の定数は120人とし余裕のある保育室、ほふく室等を確保する予定だが、町内民間施設との一層の連携を進めてほしい。

(2) 町が事業主体であることが適切であること。

○町が桜保育所の事業主体となることは適切であるが、町は子育ての総合的な政策を展開する立場でもあることから桜保育所の役割をどう担うか十分に検討して整備を推進してほしい。

(3) 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適切であること。

○現施設の狭隘性、老朽化、機能低下などを踏まえ、建て替えを推進すべきである。

(4) 事業の手法が適切であること。

○DB、PFIなどの手法も検討した上での「一般競争入札」ということには理解できる。

(5) 事業の実施場所が適切であること。

○候補地を現敷地のほか民地も対象に比較したところ面積や形状、造成必要性などで課題があるとの結果から公園用地を候補としたが、その廃止の都市計画手続きを適正に進めてほしい。

○候補地は千年に一度0.5～3mの浸水予想されるエリアであるが、このハザードマップが建物の2階建て決定と屋上避難の根拠と解釈されかねない。基本的に大規模災害時の避難計画は町全域、白石川など流域全体での対応を踏まえるべきものである。その方針と整合性ある桜保育所の避難のあり方を具体化し、建築計画としてほしい。

(6) 事業が社会経済情勢から見て効果的であること。

特に意見なし

(7) 事業実施に伴う環境への影響が少ないこと。

○車と歩行者動線の安全かつ円滑な処理、建物エントランスの景観配慮を要望する。

(8) 事業の経費が適切であること。

○省エネ対策、デザインなどによって整備費用が増加するが、ライフサイクルコストを含めて検討してほしい。

○敷地面積や建築費用の前提条件となる駐車台数、保育室やほふく室、園庭の規模を精査し、適正な計画としてほしい。

以上